

公害等調整委員会委員長あいさつ

公害等調整委員会委員長 荒井 勉

公害等調整委員会委員長の荒井でございます。本日の連絡協議会の開始に当たりまして、一言御あいさつを申し上げます。

本日は皆様大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。お集まりの皆様方には、日頃より公害紛争の迅速・適正な解決に多大なる御尽力をいただいておりますこと、また、当委員会の業務に対して御理解と御協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

御承知のとおり、最近の公害紛争の状況は、かつて深刻でありました産業型公害から都市型・生活環境型の紛争へと変化し、また、騒音による近隣紛争など身近な生活に関係する紛争の割合が大きくなっている傾向がみられ、公害紛争処理制度もそうした時代の変化に即した柔軟な対応が求められているところです。

当委員会としましては、本日の「公害紛争処理連絡協議会」や、各都道府県の公害紛争処理担当職員の方々に御出席頂いている「公害紛争処理関係ブロック会議」などにおきまして、公害紛争処理に係る様々な論点や最近の動向など、有意義な情報・意見交換を進めてまいりたいと考えているところですが、その他にも、当委員会からの情報提供や、皆様方が開催する研修会等への当委員会からの講師派遣等も含めて、今後とも、皆様方との緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

皆様ご存じのように、公害紛争については、都道府県、市区町村等における公害苦情相談、皆様方の都道府県公害審査会等における公害紛争処理、そして私どもの公調委における公害紛争処理と、この3つのルートが用意されているわけですが、この三者が役割を分担しつつ機能的に連携することによってはじめて、全体として期待される役割を果たせるものと考えており、三者の連携が必要不可欠であることは言うまでもありません。

例えば、皆様方の調停手続等を経た後に当委員会に責任裁定事件が申請された場合等につきましては、皆様方の調停手続中の様々な情報や対応等について個別に御教示いただくことが裁定事件の迅速・適正な解決にとって極めて有益であると思っておりますし、当委員会に申請されそうな事案がありましたら、事前に情報を御提供いただくことも大変有り難いことと考えております。

更には、皆様方が調停事件を処理するに当たり、「被害があるけれども因果関係に関する証拠が不十分であるため話ができない」、「事実関係を明らかにするためには専門的調査を要するため調停が難しい」などの事情により、当委員会の原因裁定あるいは責任裁定による紛争解決が望ましいと思われるような事案があった場合には、紛争当事者に当委員会における裁定手続の利用を示唆していただくことも、紛争の解決に効果的ではないかと考えているところでございまして、今後ともこうした御配慮をお願いしたいと思っております。

本日は、そうした連携を図る上で重要と思われる情報交換の観点から、消費者庁から最近の家庭用コージェネレーションシステムに関する事故原因調査報告書の御説明をいただき、続いて具体的な事案に基づく調停成立事例と研修会の御紹介、また、調停案受諾勧告まで御尽力いただきましたけれども残念ながら不成立となった事例の御紹介をいただき、最後に心理学の御専門のお立場からの対話の技法についてのお話を伺う予定です。盛り沢山でかつ、いずれもかなり密度の濃いお話が伺えるものと思われ、今後の皆様方、あるいは私どもの公害紛争処理にとって大いに参考になるものと考えております。

こうしたお話と皆様方との忌憚のない意見交換により、本日の連絡協議会が、公害事件処理を担当する皆様方と私達双方にとって有意義なものとなることを祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。